

独立行政法人農林漁業信用基金の見直しについて

平成18年11月2日
農 林 水 産 省

(独)農林漁業信用基金の見直し案について

できる限り改革を19年度から前倒しで実施し、19年度だけで5億円程度の収支改善を目指す

【見直し当初案】(前回説明)

保証・保険

- 保証機関による保証割合を引き下げ、融資額の一部については金融機関が責任を持つ「部分保証」を活用
 - ・ 部分保証の導入(農業・漁業)
 - ・ 部分保証の拡大(林業)

- ① 基金協会は出資金の約7割を農協等から受けており、代位弁済を行うことにより取得する求償権が、最終的に焦げ付けば赤字が発生し出資金が毀損することから、モラルハザードが起きにくい仕組み
また、代位弁済が発生した場合のペナルティー方式も一部に導入済み
- ② しかしながら、保険収支の改善を図ることが重要な課題であることから、信用基金の赤字の主な原因となっている負債整理資金について、平成19年度から前倒しで導入

農業：負債整理資金(2資金)について19年度から前倒し実施
漁業：経営安定資金について20年度から実施
林業：100%保証の特例を法定計画認定者に係る資金、間伐材資金等に限定

- ① 引受時等の審査の厳格化
 - ・ 大口案件の引受や保険金請求時における基金協会との事前協議の徹底(農業・漁業)
 - ・ 林業保証の新規引受を正常先又は要注意先に限定
- ② 事故率を踏まえた保証料・保険料の見直し

- ① 引受時等の審査の厳格化
 - ・ 大口案件の引受や保険金請求時における基金協会との事前協議の範囲の拡大
(例：対象金額を1億円 → 5千万円)
 - ・ 求償権の回収向上
(例：サービサーの活用を導入)
- ② 林業保証については、19年度から前倒しで保証料収入を約20%増加

低利原資供給

- ① 貸付条件の見直しや借入手続きの簡素化を検討
(資金メニューの廃止を含む)
- ② 資金需要を精査し、不要枠が生じた場合には出資金の取り扱いを検討

- ① 金利動向も踏まえ、政策目標も見据えた資金需要を精査
- ② ①の精査の結果に基づく国への納付(数十億円規模)については、現行法上、出資者に対する持分の払戻しが禁止されていることもあり、その方法について、関係機関と十分協議の上、対応

林業寄託事業

- 引き続き、業務を実施

- ① 政策金融改革においても、無利子の森林整備活性化資金は、新政策金融機関が引き続き実施すると整理
- ② なお、現行の寄託方式以外の新たな方式が可能か関係機関と協議

共済金支払財源貸付

- 農災関係部門と漁災関係部門の統合を検討

- ① 民間金融機関との適切な役割分担
(信用基金は、セーフティーネットの役割に徹する)
- ② 農災関係部門と漁災関係部門を統合し、効率的実施

独立行政法人農林漁業信用基金の業務の見直しの具体的内容と収支改善効果（試算）

10月17日（火）説明資料の見直し項目	具 体 的 内 容	収支改善効果
<p>【事務・業務の見直し】</p> <p>1 保証・保険</p> <p>○ 保証機関による保証割合を引き下げ、融資額の一部については金融機関が責任を持つ「部分保証」を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部分保証の導入（農業・漁業） ・ 部分保証の拡大（林業） 	<p>【農業】</p> <p>平成19年度から前倒しで、赤字の主な原因となっている負債整理資金（①負担軽減支援資金、②畜特資金）（この2資金で農業資金の赤字の約8割）について、70%までの範囲で段階的な割合での部分保証を導入</p> <p>【林業】</p> <p>平成20年度から100%保証の対象をより政策性の高いもの（①法定計画認定者に係る資金、②間伐材資金等）に限定</p> <p>その他の新規保証の引受（増額保証を含む。）は全て、部分保証に移行【部分保証の割合を現状の2割から4割程度に倍増】</p> <p>【漁業】</p> <p>平成20年度から「経営安定資金」について部分保証を導入</p>	<p>【農業】</p> <p>〔部分保証の導入〕</p> <p>H19年度 : 0.4億円</p>
<p>① 引受時等の審査の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口案件の引受や保険金請求時における基金協会との事前協議の徹底（農業・漁業） ・ 林業保証の新規引受を正常先又は要注意先に限定 	<p>〔全て平成19年度から前倒しで実施〕</p> <p>【農業】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 負債整理資金の引受時の事前協議の対象金額を1億円から5千万円に引き下げ ② 保険金支払時の事前協議を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に前広に変更 ③ 求償権回収の向上【サービサー活用の導入】 <p>【林業】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規保証等の対象を正常先又は要注意先に限定（現在、全保証に占める正常先及び要注意先の割合は36%） ② 求償権回収の向上【H24末までに求償権回収額を20%増加させることを目標】 	<p>【農業】</p> <p>〔回収の促進〕</p> <p>H19年度 : 0.3億円</p> <p>【林業】</p> <p>〔代位弁済額の抑制〕</p> <p>H19年度 : 1.2億円</p> <p>〔回収の促進〕</p> <p>H19年度 : 2.3億円</p>

10月17日（火）説明資料の見直し項目	具 体 的 内 容	収支改善効果
	<p>【漁業】</p> <p>① 借換緊急融資資金の引受時の事前協議の対象金額を現行基準の2分の1に引き下げ（例：1億円から5千万円）</p> <p>② 保険金支払時の事前協議を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に前広に変更</p> <p>③ 求償権回収の向上</p>	<p>【漁業】</p> <p>〔回収の促進〕</p> <p>H19年度 : 0.1億円</p> <p>【小計】H19 3.9億円</p>
<p>② 事故率を踏まえた保証料・保険料の見直し</p>	<p>【農業】</p> <p>保険料率の見直しを20年度に実施</p> <p>【林業】</p> <p>保証料率の見直しを19年度から前倒しで実施【保証料収入を20%程度増加】</p> <p>【漁業】</p> <p>保険料率の見直しを20年度に実施</p>	<p>【林業】</p> <p>〔保証料収入の増加〕</p> <p>H19年度 : 0.7億円</p>
<p>2 低利原資供給</p> <p>① 貸付条件の見直しや借入手続きの簡素化を検討（資金メニューの廃止を含む）</p>	<p>【農業】</p> <p>平成20年度から</p> <p>① 資金メニューに運転資金の借換えを追加</p> <p>② 資金用途の確認を領収証から財務諸表等に変更</p> <p>【林業】</p> <p>資金メニューの廃止</p> <p>【前倒しで平成18年度末において1メニュー、平成19年度末においてもメニューを廃止】</p> <p>【漁業】</p> <p>平成20年度から</p> <p>① 資金メニューに運転資金の借換えを追加</p> <p>② 資金利用計画認定に係る申請書類など借入手続きの簡素化</p>	

10月17日（火）説明資料の見直し項目	具 体 的 内 容	収支改善効果
<p>② 資金需要を精査し、不要枠が生じた場合には出資金の取り扱いを検討</p>	<p>【農業】・【林業】・【漁業】</p> <p>1 低利預託原資供給貸付については、まず、各資金について、貸付条件の見直しや借入手続きの簡素化（林業における借受者のニーズを踏まえた資金メニューの廃止を含む。）など見直しを行った上で、政策目的の実現に努める。</p> <p>2 その上で、今後の金利動向も踏まえ、政策目標も見据えた資金需要を精査することとしており、活用されない可能性のある枠が生じるようであれば、農林水産省としても、財政資金の効率的活用の重要性を踏まえ、財務省等の関係機関と協議</p> <p>3 しかしながら、現行法上、政府・民間を問わず出資者に対する持分の払戻しは禁止されており、どのような形で取り扱うかについては、よくよく関係機関と協議</p>	
<p>【組織の見直し】</p> <p>○ 農災関係部門と漁災関係部門の統合を検討</p>	<p>【農災】・【漁災】</p> <p>「行政改革の重要方針」に基づき、平成20年度までの農業共済と漁業共済の特別会計の統合を含めた国の検討を踏まえて、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の部署の統合を検討</p>	
		<p>収支改善効果額</p> <p>H19年度 : 5.0億円</p>

（注）収支改善効果欄中の金額は、一定の前提を置いた試算である。

農林漁業信用基金の農業保険業務について (平成17年度)

農業保険資金の財務基盤は民間出資が7割

【農家経済安定資金及び生活改善資金の位置付け】

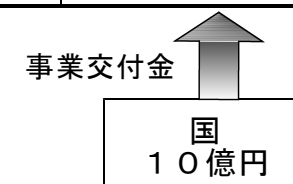
- 財政負担は少額
- 農業資金の赤字をカバーし保険収支全体の改善に貢献

(農業保険資金)

(単位：億円)

出資金	資金種類	保険収支												
		収入 (保険料・回収金)	支出 (保険金)	収支差										
<table border="1"> <tr><td>国</td><td>87</td></tr> <tr><td>民間</td><td>202</td></tr> <tr><td>基金協会</td><td>178</td></tr> <tr><td>農中</td><td>24</td></tr> <tr><td>全関連</td><td>1</td></tr> </table>	国	87	民間	202	基金協会	178	農中	24	全関連	1				
国	87													
民間	202													
基金協会	178													
農中	24													
全関連	1													
<table border="1"> <tr><td>国</td><td>84</td></tr> <tr><td>国以外</td><td>199</td></tr> <tr><td>計</td><td>284</td></tr> </table>	国	84	国以外	199	計	284	農業資金	31	58	▲ 27				
国	84													
国以外	199													
計	284													
<table border="1"> <tr><td>国</td><td>3</td></tr> <tr><td>国以外</td><td>3</td></tr> <tr><td>計</td><td>6</td></tr> </table>	国	3	国以外	3	計	6	農家経済安定資金 生活改善資金	35	27	8				
国	3													
国以外	3													
計	6													
<table border="1"> <tr><td>国</td><td>87</td></tr> <tr><td>国以外</td><td>202</td></tr> <tr><td>計</td><td>289</td></tr> </table>	国	87	国以外	202	計	289	合計	67	85	▲ 18				
国	87													
国以外	202													
計	289													

注：単位未満四捨五入のため不突合がある。



認定農業者に対する支援措置を通じた効率的かつ安定的な経営体の育成

○認定農業者とは、経営改善に取り組む意欲のある農業者が、他産業並の労働時間により他産業並の所得を確保できる効率的かつ安定的な経営体となることを目指すための“農業経営改善計画”を作成し、市町村の認定を受けた者

経営改善に取り組む意欲のある農業者

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

- ① 経営規模の拡大
- ② 生産方式の合理化
- ③ 経営管理の合理化
- ④ 農業従事者の態様の改善

認定基準

- 市町村基本構想に適しているか
- 農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- 達成できる計画か

※「市町村基本構想」
市町村が、地域の実情に即して、育成すべき農業経営の規模や所得等の目標など、農業の担い手像を明確化したもの

区分	認定農業者	総農家
経営体数	20万	285万
経営耕地面積	5.9ha	1.3ha
農業所得	516万円	126万円 (販売農家)

市町村へ申請

認定

農業者による経営改善

効率的かつ安定的な経営体
(他産業並の所得の確保)

国・県・市町村からの支援

- スーパーL資金などの低利融資
- 農業委員会による農地利用集積
- 税制優遇措置

認定農業者は、効率的かつ安定的な経営体に向けての経過点であり、ゴールというわけではない。

資料:「2005年農林業センサス 農林業経営体調査結果概要(確定値)」
「農業経営統計調査 平成16年個別経営(販売農家)の経営収支」
「平成16年 経営形態別経営統計(個別経営)」

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			府省名	農林水産省・財務省	
沿革						
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成18年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）		
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	119人		
	7人	7人	一人			
国からの財政支出額の推移（16～19年度） （単位：百万円）	年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度（要求）	
	一般会計	1,984	2,720	2,658	2,368	
	特別会計	3	3	—	—	
	計	1,987	2,723	2,658	2,368	
	うち運営費交付金	—	—	—	—	
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	
うちその他の補助金等	1,987	2,723	2,658	2,368		
支出予算額の推移（16～19年度） （単位：百万円）	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度（要求）		
	212,835	224,585	213,713	227,121		
利益剰余金（又は繰越欠損金）の	平成16年度			平成17年度		

推移（16・17年度）	7, 240		8, 771	
行政サービス実施コストの推移 （16～19年度）（単位：百万円）	平成16年度 2, 316	平成17年度 4, 301	平成18年度（見込み） 6, 060	平成19年度（見込み） 5, 849
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	<p>① 保険業務においては、事前協議の徹底及び部分保証の導入による保険金の支払の減少、保険料率の見直しによる保険料収入の増加が期待できること</p> <p>② 債務保証業務においては、保証料率の見直しによる保証料収入の増加、保証審査の厳格化や部分保証の拡大による代位弁済の減少が期待できること</p> <p>③ 貸付業務においては、事務手続きの簡素化等による資金需要の増加、活用されない枠についての有効活用が期待できること</p> <p>から、行政サービス実施コストは改善すると考えられる。</p>			
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成17年度実績）	<p>本法人は、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的として、信用基金協会が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うとともに、農業・漁業災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行うものである。この目的を達成するため、以下の中期目標を設定しており、これまでのところ目標を上回る達成状況となっている。</p> <p><業務運営の効率化に関する事項></p> <p>○ 事業費の削減・効率化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、平成14年度比で5%以上削減するという目標に対し、平成17年度は32.3%の削減。 2 長期資金の借入に当たって一般競争入札を導入し、調達コストを縮減。 3 求償権の回収促進のため債権回収業者（サービサー）を活用。 <p>○ 業務運営体制の効率化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 4部門（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれていた事務所を統合（16年12月）。 2 人員について、独立行政法人化時点（15年10月）において前倒しで3名を削減。さらに、組織体制・人員配置の見直しにより、6名（うち管理部門4名）を削減。 3 組織について、管理部門において2課を削減（総務部及び経理部各1課）。また、経理部を再編し、出納事務等を一元化。 			

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○ 経費支出の抑制
一般管理費について、平成 14 年度比で 13%以上抑制するという目標に対し、人員削減や給与引き下げによる人件費の削減、委託業務の見直し（電算システムの自主運用化）等による事務費の節減により、平成 17 年度は 24.7% の削減。
<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項>○ 事務処理の効率化
業務内容に応じて標準処理期間を設け、その期間内に案件の 8 割以上を処理するという目標に対し、平成 17 年度は、目標設定した全ての業務について目標を上回る率を達成。
○ 適切な保険料率・保証料率等の設定
事故率等保険料率・保証料率の算定要素の動向について分析・点検を行い、農業信用保険及び林業信用保証について、それぞれ保険料率・保証料率の見直し（引上げ）を実施。 |
|--|--|